

議案第7号

桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例案

桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月16日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例

桐生市市営住宅条例(平成17年桐生市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号柱書中「アからカまで」を「アからキまで」に改め、同号カ中「又はウ」を「、ウ」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「又はウ」を「、ウ」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「又はウ」を「、ウ」に改め、同号エの次に次のように加える。

オ 買取特定公共賃貸住宅(買取特定公共賃貸住宅に入居できる者が入居せず、又は居住しなくなった場合における当該買取特定公共賃貸住宅をいう。)については、入居の申込みをした日において収入がアに規定する者については214,000円以下、ウに規定する者については158,000円以下の者であること。

第16条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第42条第3項中「若しくは」を「又は」に改める。

第44条第1項第1号を削り、同項第2号中「第26条第2号、第3号及び第4号」を「第26条各号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項後段中「若しくは」を「又は」に改め、同項の次に次の2項を加える。

3 買取特定公共賃貸住宅に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなった場合における当該買取特定公共賃貸住宅については、前2項の規定にかかわらず、第6条に掲げる要件を備える者を入居させることができる。この場合において、当該入居者の募集については、第4条の規定を適用する。

4 前項の規定により入居した買取特定公共賃貸住宅の管理は、第2章の規定を適用する。

第45条第2項後段及び第48条第2項後段中「若しくは」を「又は」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第7号 桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例案

入居率の低下が課題となっている「市営住宅梅田ハイツ」の入居の促進を図る目的で、「中堅所得層向け」となっている現行の入居要件を緩和し、一般的な公営住宅と同様に低所得層も低廉な家賃で入居可能となるよう、所要の改正を行おうとするものです。